

会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	⑦	市	①	

※該当する区分に「レ」を付すこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体(後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有
(以下 指定有の場合のみ記載)
公職の種類 (現職・候補者の別) _____
資金管理団体の届出 をした者の氏名 _____

資金管理団体の指定の期間
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用
<input type="checkbox"/> 対象年の途中で適用の異動あり (異動ありの場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

整理番号	翌年への繰越金
	¥14,911

(その1)

- 注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
 (2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
 (3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。



収支報告書 (平成23年分)

1 政治団体の名称 (号) がな (のぐちくにこうえんかい) 猪口邦子後援会

2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区新田町4-25 パル・サンライト

3 代表者の氏名 猪口 邦子

4 会計責任者の氏名 齋藤 久代



2458

事務担当者の氏名 齋藤 久代

(電話) 043-238-9253

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第19条の7項第1項)
<input checked="" type="checkbox"/> 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 猪口 邦子
公職の種類 参議院議員(現職)
(現職・候補者の別)

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間
<input checked="" type="checkbox"/> 1年を通じて適用
<input type="checkbox"/> 対象年の途中で適用の異動あり (異動ありの場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、すべての領収書を保管すること。

処理欄(下欄には何も記載しないこと)

団体コード	年分	異動	表	番	行	番	届出年月日
403470	23	1	0	1	0	0	000240523

異動

1	新規
2	修正
3	取消

211690

10 14
0 2 0 0 1

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	15	16	65	74							
ア 収入総額 (ア=イ+ウ).....	0	1	十億	百万	千	円	8	7	9	7	6
イ (前年からの繰越額).....	0	2						7	9	7	6
ウ (本年の収入額).....	0	3					8	0	0	0	0
エ 支出総額.....	0	4					7	3	0	6	5
オ 翌年への繰越額 (オ=ア-エ).....	0	5					1	4	9	1	1

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額.....	0	6	十億	百万	千	円					
人 数 (実人数).....	0	7									

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く) の区分		金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附.....	0	8	十億 百万 千 円
(うち特定寄附).....	0	9	
(イ) 法人その他の団体からの寄附.....	1	0	
(ウ) 政治団体からの寄附.....	1	1	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ).....	1	2	8 0 0 0 0
(寄附のうちあっせんによるもの).....	1	3	0
イ 政党匿名寄附.....	1	4	0
合 計 (ア + イ).....	1	5	8 0 0 0 0

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人・法人その他の団体 政治団体						
寄附者の氏名(又は名称)	金額				年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考				
	十位	百位	千位	百位								
現代日本研究会			8	0	0	0	0	0	23.04.01	千葉県中央区新田町4-25 パル・サンライト	猪口邦子	
このページの計			8	0	0	0	0	0				
その他の寄附								0				
合計			8	0	0	0	0	0				

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者からの複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4) 同一本部・支部(千巻などに届け出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

1	3	0	0	1
---	---	---	---	---

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額					備 考		
		15	16	65	74	74			
		十億	百万	千	円				
経 常 経 費	1 人 件 費	0	1				0		
	2 光 熱 水 費	0	2				0		
	3 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	3				0		
	4 事 務 所 費	0	4		2	4	4	2	5
	ア 経常経費の計 (1+2+3+4)	0	5		2	4	4	2	5
政 治 活 動 費	5 組 織 活 動 費	0	6		3	2	8	9	0
	6 選 挙 関 係 費	0	7						0
	7 機関紙誌の発行そ の他の事業費の計 ((1)+(2)+(3)+(4))	0	8		1	5	7	5	0
	(1) 機関紙誌の発行事業費	0	9						0
	(2) 宣 伝 事 業 費	1	0		1	5	7	5	0
	(3) 政治資金パーティー開催事業費	1	1						0
	(4) その他の事業費	1	2						0
	8 調 査 研 究 費	1	3						0
	9 寄 附 ・ 交 付 金	1	4						0
	10 その他の経費	1	5						0
イ 政治活動費の計 (5+6+7+8+9+10)	1	6		4	8	6	4	0	
合 計 (ア+イ)	1	7		7	3	0	6	5	

(注1) 細目ごとに別の用紙を使います。

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		組織活動費		(細目別区分 組織対策費)	
支出の目的	金額					年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	億	百万	千	円							
このページの計											
その他の支出			3	2	8	9	0				
合 計			3	2	8	9	0				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(注1) 細目ごとに別の用紙を使います。

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分			(細目別区分 印刷製作費)	
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		備考
	十位	百万	千	百	円					
広報ビラ印刷費			1	5	750	H23.08.02	(株)サカエ	東京都荒川区東尾久3-24-18		
このページの計			1	5	750					
その他の支出					0					
合計			1	5	750					

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

10	14
1	6 0 0 1

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

15		16		17		18		19		20	
		資 産 等 の 有 無		資 産 等 の 項 目 別 区 分		有		無		備 考	
										* 80	
0	1	ア	土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	2	イ	建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	3	ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	4	エ	取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	5	オ	預金（普通預金及び当座預金を除く。）もしくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金は除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	6	カ	金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	7	キ	有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	8	ク	出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
0	9	ケ	貸付先ごとの残高が100万円を越える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
1	0	コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
1	1	サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
1	2	シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成24年5月20日

政治団体の名称

猪口邦子後援会

会計責任者の氏名

齋藤久代



印

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名

印

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるように記載してください。

政治資金監査報告書

平成 24 年 5 月 20 日

猪口邦子後援会

代 表 猪 口 邦 子 殿

登録政治資金監査人 高石 純子
登 録 番 号 第 1 8 9 5 号
研修終了年月日 平成 21 年 1 月 16 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、猪口邦子後援会の平成 23 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、猪口邦子後援会の主たる事務所は、千葉県千葉市中央区新田町 4-25 パル・サンライトにあるが、他の国会議員関係政治団体の主な書類が参議院議員会館の事務所にあるため、東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 1105 号室において監査を実施した。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

猪口邦子後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、猪口邦子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。